



3日臨技発第158号

令和3年7月12日

都道府県臨床(衛生)検査技師会
会長各位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
代表理事会長 宮島 喜文
(公印省略)

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の公布、「臨床検査技師等に関する施行令の一部を改正する政令の公布について」、「診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令の交付について」及び「厚生労働大臣が指定する研修の厚生労働省告示」について (通知)

謹啓、貴会においては、益々ご清祥のことと存じます。

平素は、当会の事業活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医師の働き方改革のため、医療関係職種の業務範囲を見直しタスク・シフト/シェアを推進することで、医師の負担を軽減しつつ、医療関係職種がより専門性を活かせるよう、各職種の業務範囲の拡大等を行うための、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が先の通常国会において可決成立し、公布されたことから、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の公布について(医政発 0528 第1号令和3年5月28日厚生労働省医政局長通知)され、また、当該、法律が成立したことを受け、「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について(医政発 0709 第7号令和3年7月9日厚生労働省医政局長通知)が発出され、さらに、当該改正法及び改正政令等に基づく、厚生労働大臣が指定する研修が告示指定されましたので、通知いたします。

なお、改正内容について貴会所属会員に周知いただくとともに、本通知に示す、厚生労働大臣が指定する研修並びに当該医政局長通知に基づく研修の受講については、周知徹底されますようお願いいたします。

また、当該研修については、現在、7月下旬には「タスク・シフト/シェアに関する厚生労働大臣告示研修会」として、日臨技ホームページに掲載すべく作業を進めていますので、ご承知ください。

改正の概要については、下記のとおりでありますのでご承知ください。

謹白

記

1 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(以下「改正医療法等」という。)第10条関係 施行期日 令和4年10月1日

○臨床検査技師の業務に、採血、検体採取又は生理学的検査に関連する行為として厚生労働省令



で定めるもの(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行なうものに限る。)を追加する。

○改正医療法等附則 14 条

第 1 項 令和 6 年 4 年 1 日前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であって同日以後に臨床検査技師の免許を受けたものは、診療の補助として第 10 条の規定による改正後の臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する厚生労働省令で定める行為を行なおうとするときは、あらかじめ厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならない。

第 2 項 厚生労働大臣は、第 10 条の規定の施行の日においても、前項に規定する指定をすることができる。

第 3 項 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する臨床検査技師のうち第 1 項に規定する者がいる場合は、施行日までの間に、当該者に対して、同項に規定する研修の受講の機会を与えるように務めなければならない。

改正医療法等第 10 条に規定する【厚生労働省令で定めるものとして】

●改正後の臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 2 第 1 項第 4 号の厚生労働省令で定める行為として、次に掲げる行為を規定する。

(臨床検査技師等に関する法律施行規則第 10 条の 2 として新設)

- ・採血を行なう際に静脈路を確保し、当該静脈路に接続されたチューブにヘパリン加生理食塩水を充填する行為
- ・採血を行なう際に静脈路を確保し、当該静脈路に点滴装置を接続する行為(電解質輸液の点滴を実施するものに限る。)
- ・採血を行なう際に静脈路を確保し、当該静脈路に血液成分採血装置を接続する行為、当該血液成分採血装置を操作する行為並びに当該血液成分採血装置を操作が終了した後に抜針及び止血を行なう行為
- ・超音波検査のために静脈路に造影剤注入装置を接続する行為、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行なう行為

2 改正臨床検査技師等に関する法律施行令

●令第 8 条の 2 に定める臨床検査技師が実施可能な検体採取として、以下を追加する。

- ・医療用吸引器を用いて鼻腔、口腔又は気管カニューレから喀痰を採取する行為
- ・内視鏡用生検鉗子を用いて消化管の病変部位の組織の一部を採取する行為

●改正令附則第 2 項において、令和 6 年 4 年 1 日前に臨床検査技師の免許を受けた者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であって同日以後に臨床検査技師の免許を受けたものは、診療の補助として、改正令第 8 条の 2 第 2 号及び第 7 号に掲げる行為を行なうときには、あらかじめ厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならないと規定された。

3 改正臨床検査技師等に関する法律施行規則

●臨床検査技師等に関する法律第 2 条の厚生労働省令で定める生理学的検査として、次に掲げる検査を追加する。

- ・運動誘発電位検査

- ・体性感覚誘発電位検査
- ・持続皮下グルコース検査
- ・直腸肛門機能検査

4 厚生労働大臣等が指定する研修関係について

●「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第 14 条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修」(厚生労働省告示第 274 号、令和 3 年 7 月 9 日)

(告示の研修内容)

- ・採血を行なう際に静脈路を確保し、当該静脈路に接続されたチューブにヘパリン加生理食塩水を充填する行為
- ・採血を行なう際に静脈路を確保し、当該静脈路に点滴装置を接続する行為(電解質輸液の点滴を実施するものに限る。)
- ・採血を行なう際に静脈路を確保し、当該静脈路に血液成分採血装置を接続する行為、当該血液成分採血装置を操作する行為並びに当該血液成分採血装置を操作が終了した後に抜針及び止血を行なう行為
- ・超音波検査のために静脈路に造影剤注入装置を接続する行為、造影剤を投与するために当該造影剤注入装置を操作する行為並びに当該造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行なう行為

●「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修」(厚生労働省告示第 276 号、令和 3 年 7 月 9 日)

(告示の研修内容)

- ・医療用吸引器を用いて鼻腔、口腔又は気管カニューレから喀痰を採取する行為
- ・内視鏡用生検鉗子を用いて消化管の病変部位の組織の一部を採取する行為

●臨床検査技師等に関する法律第 2 条の厚生労働省令で定める生理学的検査

「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について」

(医政発 0709 第 7 号令和 3 年 7 月 9 日厚生労働省医政局長通知)中、2 の(2)新たに業務範囲に追加された行為に関する研修について、により、受講義務が課されている。

(通知の研修内容)

- ・運動誘発電位検査
- ・体性感覚誘発電位検査
- ・持続皮下グルコース検査
- ・直腸肛門機能検査

●養成校等の学生への受講義務

「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について」

(医政発 0709 第 7 号令和 3 年 7 月 9 日厚生労働省医政局長通知)中、2 の(2)新たに業務範囲に追加された行為に関する研修について、

(略)、また、令和3年度までに臨床検査技師養成課程の履修を開始し、令和6年度の臨床検査技師国家試験を受験する者は、臨床検査技師国家試験の受験を出願するにあたり、あらかじめ、

厚生労働大臣が指定する研修を受けること。とされており、養成校等の学生に対しても、受講義務が課されている。

以上

【照会先】

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
専務理事 深澤 恵治 事務局 篠崎隆男
メール jamt@jamt.or.jp